

## 昭和四十八年政令第二百五十八号

漁船乗組員給与保険に係る再保険金額の保険金額に対する割合に関する政令  
内閣は、漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三十五条において準用する漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産大臣は、百分の九十を下らない範囲内で、漁船保険組合ごとに、漁船乗組員給与保険法第三十五条において準用する漁船損害等補償法第百三十八条の十四第一項の割合を定めるものとする。

## 附 則

1 この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に成立している再保険関係については、なお従前の例による。

## 附 則 （昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

## 附 則 （昭和五六年九月二一日政令第二七六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、漁船損害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。